

平成23年7月8日
経済部観光振興監決定
平成24年8月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正

北海道アウトドア資格制度業務センター認定要領

第1 趣旨

この要領は、北海道アウトドア資格制度実施要綱第3の1の(2)の規定に基づき、北海道アウトドア資格制度業務センター（以下「業務センター」という。）の認定に係る要件、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 業務センターの業務

北海道アウトドア資格制度における各種業務のうち、業務センターが実施する業務の区分は、別表のとおりとする。

第3 業務センター

1 業務センターの認定の要件

業務センターの認定の要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 旧民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又はその他の団体（宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。以下同じ。）であること。
- (2) 道内のアウトドア事業者が主たる構成員となっていること。
- (3) 北海道アウトドアガイド資格の認定に係る筆記試験及び実技試験、北海道アウトドア検定試験並びに北海道アウトドア講習の実施並びにこれに伴う総合調整、北海道アウトドア優良事業者の認定審査、北海道アウトドア資格制度及び有資格者の普及PRその他北海道アウトドア資格制度に関わる各種事業の企画・実施の業務（以下「試験、講習等業務」という。）以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって、試験、講習等業務の運営が公正を欠くおそれがないものであること。
- (4) 試験、講習等業務の対象となる分野等について、専門的知識を有すること。
- (5) 試験、講習等業務を的確、かつ、円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務能力を有すること。
- (6) 試験、講習等業務が、特定の企業、個人又は事業のみを利することとならないものであり、かつ、その実施に関し十分な社会的信用を得られる見込みを有すること。
- (7) 試験、講習等業務の実施の方法が適切、かつ、公正なものであること。

2 業務センターの認定

- (1) 業務センターの認定は、プロポーザル（企画提案）方式により候補となる団体を公募し、認定要件を満たしていること及び提案内容を審査の上、行うものとする。

(2) 前号の認定期間は、原則として当該認定を行った日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、認定を受けた業務センターからの申し出があり、業務センターとしての業務実績等を考慮のうえ、知事が適当と認める場合にあっては、3年ごとにその認定期間を更新することができるものとする。

(3) 知事は、業務センターを認定し、又は認定を取り消したときは、その旨をインターネット上の道のホームページに掲載するなどの方法により公示するものとする。

3 業務センターの認定の申請

前項による認定を受けようとする団体は、北海道アウトドア資格制度業務センター認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに類する規約（以下「定款等」という。）

(2) 役員の名簿及び履歴書

(3) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における事業報告書、財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録

(4) 認定を受け、業務を開始しようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに業務を開始しようとする事業年度を除いた認定期間における各年度の事業の実施及び収支の見通しを記載した書類（これらの書類は、試験、講習等業務に係る事項と他の事業に係る事項を区分して記載しなければならない。）

(5) 試験、講習等業務における審査等の基準を記載した書類

(6) 試験、講習等業務の実施に関し、次に掲げる事項を記載した書類

ア 実施の回数、時期及び場所に関する事項

イ 北海道アウトドアガイド資格の認定試験の審査員の選任、試験問題の作成及び合格者の判定の方法に関する事項

ウ 合格者の登録及び証明に関する事項

エ 試験、講習等業務における、認定試験受験料、認定審査手数料及び講習受講料のほか、資格認定や優良事業者の認定を受けようとする者等から徴する費用に関する事項

(7) 試験、講習等業務に関する事務の実施体制を記載した書類

(8) その他参考となる事項を記載した書類

4 事業計画書等の提出

(1) 業務センターは、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。

(2) 前項の事業計画書及び収支予算書は、試験、講習等業務に係る事項と他の事業に係る事項を区分して記載しなければならない。

5 事業報告書等の提出

(1) 業務センターは、毎事業年度終了後30日以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を知事に提出しなければならない。また、業務センターは、別に定める期日までに、その事業年度に係る次の書類を知事に提出しなければならない。

ア 正味財産増減計算書

イ 貸借対照表

ウ 当該事業年度末における財産目録

(2) 4の(2)の規定は、前項の事業報告書及び収支決算書について準用する。

第4 実施要領等の変更

業務センターは、試験、講習等業務又は実技試験等業務（以下「運営業務」という。）における審査等の基準及び運営業務の実施に関する事項を変更しようとするときは、その変更の内容、理由及び時期を記載した書類を知事に提出して、承認を受けなければならない。

第5 定款等の変更

業務センターは、定款等、代表者の氏名又は運営業務に係る事務の実施体制を変更したときは、その変更の内容及び時期を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。

第6 資料の提出

業務センターは、運営業務の実施に関し、知事から資料の提出を求められたときは、当該資料を提出しなければならない。

第7 認定審査、講習業務の廃止

- 1 業務センターは、運営業務に関する事業を廃止するときは、廃止の3ヶ月前までに、廃止の理由及び時期を記載した廃止届出書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、業務センターは、認定試験合格者名簿など、運営業務に係る関係書類を知事又は知事の指定する者に引き継ぐものとする。

第8 守秘義務

業務センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、認定試験等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第9 認定の取り消し等

知事は、業務センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めて運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第3の1各号又は第4の1各号の認定の要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (2) 不正な手段により認定を受けたとき。

第10 道からの指示

知事は、適正な運営業務の実施のために必要と認めるときは、業務センターに対し必要な指示を行うことができる。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、業務センターの認定に係る要件、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年7月8日から施行する。
- 2 北海道アウトドア資格制度運営団体指定要領（平成21年3月31日付け経済部参事監決定）は、廃止する。

附 則（平成24年7月12日経済部観光振興監決定）

この要領の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日経済部観光振興監決定）

この要領の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

別表 業務センター業務の区分

区 分		業務センター	
北海道アウトドア ガイド資格認定試 験	筆記試験	○	
	実技試験	山岳(夏山)ガイド	○
		山岳(冬山)ガイド	○
		自然ガイド	○
		カヌーガイド	○
		カヌージュニアガイド	○
		ラフティングガイド	○
		ラフティングジュニアガイド	○
		トレイルライディングリーダー	○
トレイルライディングアシスタント	○		
北海道アウトドア検定試験		○	
北海道アウトドア講習		○	
試験・講習の実施に伴う総合調整		○	
北海道アウトドア優良事業者認定審査		○	
北海道アウトドア資格制度及び有資格者の普及PR		○	
その他北海道アウトドア資格制度に関わる各種事業		○	

別記第 1 号様式

平成 年 月 日

北海道知事 様

	主たる事務所の所在地	
	名 称	
申請者	代表者職氏名	印
	電話番号	

北海道アウトドア資格制度業務センターとして認定を受けたいので、北海道アウトドア資格制度業務センター等認定要領第 3 の 3 の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

■ 添付書類